

議案第106号

勝山市生涯学習センター「友楽喜」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市生涯学習センター「友楽喜」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

施設の使用料の一部を見直し、利用者の利便性向上を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市生涯学習センター「友楽喜」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市生涯学習センター「友楽喜」の設置及び管理に関する条例(平成 26 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(設置及び目的)</p> <p>第 1 条 <u>市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため</u>、勝山市生涯学習センター「友楽喜」(以下「生涯学習センター」という。)を設置する。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 8 条 生涯学習センターの _____ 使用料は、別表<u>のとおりとする</u> _____。</p> <p>2 <u>前項の規定による使用料は、生涯学習センターの利用者から利用を許可する際に徴収する。ただし、教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、使用後に徴収することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(設置及び目的)</p> <p>第 1 条 <u>市民の自主的な活動及び交流の場の提供並びに市民活動及び学習活動の総合的な支援を通して、豊かで活力ある地域づくりに寄与するため</u>、勝山市生涯学習センター「友楽喜」(以下「生涯学習センター」という。)を設置する。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 8 条 生涯学習センターの <u>1 時間当たりの使用料の額</u>は、別表<u>の区分により、利用者から徴収する</u>。</p> <p>2 <u>前項の規定による使用料は、生涯学習センターの使用後 30 日以内に納付しなければならない。</u> _____</p> <p>3 <u>生涯学習センターの使用申請に 1 時間未満の時間がある場合</u></p>

(新設)

(新設)

(新設)

(使用料の減免)

第9条 (略)

(使用料の還付)

第10条 (略)

は、次に掲げる区分の使用料とする。

(1) 使用申請時間が30分以下のときは、1時間当たりの使用料の2分の1

(2) 使用申請時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当たりの使用料

4 使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、その都度使用許可を得て次に掲げる区分に従って使用料を納付しなければならない。

(1) 使用時間が30分以下のときは、1時間当たりの使用料の2分の1

(2) 使用時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当たりの使用料

5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(使用料の督促)

第9条 市長は、使用料を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 この条例に定めるもののほか、債権の管理については、勝山市債権管理条例(平成27年勝山市条例第2号)の例による。

(使用料の減免)

第10条 (略)

(使用料の還付)

第11条 (略)

(使用者の義務及び責任)

第11条 (略)

2 (略)

(運営審議会)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

別表(第8条関係)

(単位 円)

	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から21時まで
体育館 全面	200	200	200	600
体育館 半面	100	100	100	300
料理実習室	1,260	1,360	1,470	3,460
講習室 30m ² 以上	840	940	1,050	2,410
講習室 30m ² 未満	630	730	840	1,890
和室 15畳以上	630	730	840	1,890
和室 15畳未満	520	630	730	1,570

(使用者の義務及び責任)

第12条 (略)

2 (略)

(運営審議会)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

別表(第8条関係)

(単位 円)

	使用料		
	基本	営利事業、宣伝、その他これらに類する目的のために使用する場合	
		勝山市民	勝山市民以外
体育館 全面	70	100	140
体育館 半面	40	60	80
料理実習室	480	720	960
講習室 30m ² 以上	330	490	660
講習室 30m ² 未満	260	390	520
和室 15畳以上	260	390	520
和室 15畳未満	220	330	440

備考

冷暖房使用の場合は上記使用料の3割増しとする。

(削る)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。